

平成29年度消費者庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

重点的かつ共通的な取組

指針を踏まえて特に改善に取り組む事項

一者応札改善のため、引き続きアンケート調査を行うとともに、複数者の参加が実現するような取組を継続する。また、公募による随意契約や企画競争への移行の検討を行うこととし、一者応札となった原因の分析を行うとともに、随意契約審査委員会による慎重な検討を行う。

一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化

一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として入札等監視委員会の外部有識者による審査を行う。

一者応札の件数は17件（162百万円）で、前年度の17件（535百万円）と比べて件数は変化しなかったが、金額は減少した。

金額が減少したのは、前年度にシステム関係2件（358百万円）の国庫債務負担行為による契約があったためである。

入札等監視委員会を2回開催した。（前年度2回開催）

重点的な取組

新たな調達手法を採用した取組

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定、②調達案件の周知等による受注機会の拡大等の取組によりインセンティブを得る企業のポジティブアクション等を積極的に推進する。

総合評価落札方式による調達13件において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定した（前年度は0件）。

前年度までの調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達改善の進捗状況等を可能な限り把握・分析した結果、改善の余地が大きいと認められる取組

適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。

72件の入札案件全てについて市場価格調査を実施した（前年度は66件中30件）。